貨幣化による分析結果		
	変更前の分析結果	年月第　回変更
貨幣化した効果項目		
総便益額B	百万円	百万円
総費用額C	百万円	百万円
費用便益比率（B/C）		
参考	純現在価値：（B-C）　百万円	純現在価値：（B-C）　百万円
	内部収益率（IRR）　％	内部収益率（IRR）　％
4.事業の定量的・定性的効果（貨幣化が困難な効果）		

備考

1　別記第１号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

2　貨幣化による分析結果については、変更前後の内容を記載すること。

6　変更後の環境との調和に関する事項

環境との調和に関する事項	

備考

変更後の内容を記載すること。

7　変更後の他の水産業に関する施設との関係に関する事項

施設名	施設規模・内容	本事業との関係	備考

備考

別記第１号様式に準じて、変更後の内容を記載すること。

別記第三号様式中「（第２条関係）」を「（第９条関係）」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第12条関係）

（用紙の大きさは、縦60ミリメートル、横85ミリメートルとする。）

（イ）法第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真

職　　名

氏　　名

生年月日

（裏面）

漁港及び漁場の整備等に関する法律（抄）

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

4　前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

（ロ）法第19条の3第3項において準用する法第19条の2第2項（法第19条の3第6項において準用する法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票の場合

（表面）

第　　号

令和　　年　　月　　日交付

漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条の3第3項において準用する同法第19条の2第2項（同法第19条の3第6項において準用する同法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による証票

写　真